
備考

1　用紙は、日本工業規格Ａ４とすること。

2　漁業根拠地とは、当該船舶によるかじき等流し網漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、漁業根拠地が２以上ある場合には、主たるものに「(主)」を冠すること。

【都道府県担当者記載欄】

本届出書の「１．使用する船舶」欄の記載事項については、漁船原簿の記載内容と相違ないことを確認しました。

平成　　年　　月　　日

確認者：職・氏名　　㊞

2　沿岸まぐろはえ縄漁業に係る届出書

沿岸まぐろはえ縄漁業届出書

農林水産大臣　殿　　年　　月　　日

以下のとおり沿岸まぐろはえ縄漁業に出漁しますので、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成６年農林水産省令第54号）第19条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

１．使用する船舶						２．操業区域	３．操業期間	４．届出者印
⑴使用者（届出者）の住所	⑵使用者（届出者）の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	⑶漁船登録番号	⑷船名	⑸船舶総トン数	⑹推進機関の種類及び馬力数			